

第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画 策定業務委託仕様書

1. 業務名

第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画策定業務委託

2. 事業年度

令和2年度

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4. 業務目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、平成30年3月に策定した第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画について、計画期間が平成32年度（令和2年度）までとなっているため、新たに第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を策定することを目的とする。

5. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

6. 委託内容

(1) アンケート調査

ア. 対象者

市内在住の障害者手帳（身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者、難病患者及びその介助者等から無作為抽出により設定（抽出作業は市）

イ. 調査対象数

2,000名

ウ. 発送・回収

- ・封筒は、発信は角2封筒、返信用は長3封筒を使用する。
- ・封筒の作成、調査票の封入封緘、宛名シール貼り等配布・回収にかかる作業一式は業者が行うものとする。

エ. 調査票の作成

- ・調査票の設問設計にあたっては、市の実状に即した設問案を提示のこと。また、障害者等の実態が可能な限り正確に把握できることに加え、回収率向上のためにも調査の内容が分かりやすいものとするなどの工夫をすること。

オ. 調査票の集計・分析

- ・回収率は50%程度を見込む。
- ・集計作業については、単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。また以後、市が要望するクロス集計には随時対応すること。
- ・報告書の作成にあたっては、集計結果を図表化し、分析すること。
- ・自由意見の入力・整理を行い、内容ごとに分類すること。
- ・ホームページに掲載するため、調査結果の概要版及びそのPDFデータを作成すること。
- ・報告書はA4サイズ1部納入（電子媒体有）。

(2) 団体等アンケート調査

- ・関連団体へのアンケート調査の支援。
- ・アンケート調査票の設計・作成。
- ・アンケート調査の結果のとりまとめ、計画への反映。

(3) 現状把握と課題の分析

ア. 現状分析（障害種別人数の動向、サービスの提供状況等）

障害種別人数の動向や保健・医療サービスや在宅福祉サービスなど公的サービスの提供状況、人的資源（マンパワー）の状況の把握。

イ. 問題・課題の整理

前述の各種調査結果に基づき、障害のある人の現状、公的サービスの提供状況、人的資源の状況、生活環境の整備状況ごとに問題及び課題の整理。

ウ. 基礎数値の推計

上位計画及び関連計画の将来フレームを踏まえ、目標年次における年齢別人口の推計に基づく、障害別の人口の推計。

(4) 計画策定業務

各種サービスの現状、アンケート調査、関係団体等へのアンケート調査を踏まえ、計画案を作成する。また、策定時に実施するパブリックコメントに関して、回答内容についての助言を行うなどの対応を行うものとする。

・障害福祉計画等

障害福祉計画等の計画書は一体とする。

①障害福祉サービス等に関する数値目標の設定

国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即しながら、各障害福祉サービス等について、第5期計画における実績を把握するとともに、第6期計画における見込み数値目標を設定する。

②サービス確保のための方策

前述の障害福祉サービス等に係る見込み数値目標に関し、サービス確保のための方策について検討する。

(5) 会議等の運営支援

- ・市が設置する江南市総合支援協議会（以下「協議会」という。）及び総合支援協議会専門部会（以下「部会」という。）（相談支援部会、障害者福祉部会、こども福祉部会、地域生活支援拠点検討部会）への出席、必要に応じて発言、説明。
- ・協議会の会議資料の作成。協議会の開催回数は2回程度を基本とし、協議会の開催に合わせて各部会を開催、協議会の進捗等により回数を変更する場合あり。
- ・会議内容等についての提案。

(6) 成果品

ア. 障害福祉計画等計画書

(A 4版、60頁程度、本文1色、表紙4色) 150部

イ. 障害福祉計画等計画書概要版

(A 4版、4頁程度、両観音折、4色刷り) 300部

ウ. ホームページ掲載用データ作成(PDFデータ) 1部

エ. 上記電子データ一式 1部

(7) 打合せ

計画の進行は十分に市と調整を図りながら行うものとするため、回数は定められない。市が要請した時には担当者が必ず来庁し、打合せ、協議を行うものとする。

(8) その他計画策定に必要な業務

(1)～(7)に定められた業務以外で、市が必要と認めた業務については、計画策定に必要な業務として実施するものとする。また、業務の完了後においても、計画策定に係る福祉課からの問い合わせ等については、可能な限り対応を行うこと。